

(第5回) イギリスでアフリカ社会と法を学ぶ
エチオピア (1) 「エチオピアの首都では若い女性はどうのように結婚するか」

2025年1月

One Asia Lawyers Group

原口 侑子 (日本法)

イギリスで東アフリカの法人類学の研究をしている。法人類学とは主に各地の法慣習を人類学的な側面から学ぶ学問だが、何をやっているかと聞かれたときにわかりやすく答えられる例の一つが、「地域ごとに異なる家族制度や結婚制度の研究」だ。「家族」の単位や構成の方法は、日本を含めてさまざまな伝統や慣習のもとにあり、それがどのようにとらえられているかを理解するには現在の法制度を知るだけでは足りないからだ。エチオピアもその一つで、民族によってさまざまな家族の慣習がある。私はアムハラ語を学んでいたこともあり、エチオピアで2番目に多い民族・アムハラ族の慣習を調べてみたいと思った。

エチオピアの首都アジスアベバに最後に訪れてから10年が経っていた。国道は拡張され、スーパーも増え、国内の紛争により治安は若干悪化しているといった変化も見られたが、道端には10年前と同じように家族経営の小さなコーヒー屋があった。エチオピアはコーヒーで有名で、道端でコーヒーを炒る煙のにおいを嗅ぐとエチオピアに帰ってきたという感じがする。そこでは「あの娘がもうすぐ結婚するらしい」とか「この間行った結婚式の花嫁は敬虔ではないようだ」といった噂話が交わされていたが、そんなおしゃべりを楽しんでいる多くが高齢の男性であることにすぐ気づいた。実際に結婚する若い女性たちは、どんなふうに関婚を決断しているのだろうか。

――

エチオピアでは結婚の選択肢は4タイプある。公式に認められている婚姻は1) 民事婚(市役所でサインをする通常の結婚)、2) 慣習婚(民族のしきたりにのっとって結婚する方法)、3) 宗教婚(エチオピア正教の教会であげる結婚)の3つの形態。さらに現地の弁護士らに聞いて分かったことは、パートナーシップ婚や事実婚に相当する「非正規婚」という4つ目の形態があることだった。事実婚タイプのカップルが3年間同居すれば、4番目の婚姻形態と見なされ、カップルの財産は共有財産になるという。

「では、アジスアベバに住む20代の若いアムハラ人女性たちは、今でも伝統的な慣習婚を続けているのだろうか?」、私は問いを立てた。

「もしそうなら、彼女たちはどのようにして、民事婚であったり慣習婚であったりの結婚形式を選ぶのだろうか?」

現行の憲法では民事婚には持参金は必要ないとされている(第34条(2))ものの、アムハラ族のコミュニティでは、多くの若い女性がエチオピアの慣習法の下で、t'eloshと呼ばれる持

参金制度に従って結婚している¹という。

エチオピアは 80 以上の異なる民族が暮らす多民族国家である。アムハラ族はオロモ族に次いでエチオピア全体で 2 番目に大きな民族グループであるが、首都アディスアベバでは人口のほぼ半数を占めている (World Population Review, 2024²)。

私は、首都のアムハラ人の若者たちの間で、慣習婚がどれほど一般的であるかを探ろうと考えた。人口統計や結婚の慣習は、農村部の他のアムハラ族コミュニティとは異なる可能性がある。

弁護士によると、「慣習婚での持参金『t'elosh』は、家族法や連邦法で違法とされているが、地方のルールが連邦法を上回る地方では、今でも行われている」と聞かされていた。若い女性の同意なしに家族同士が勝手に持参金を払って結婚を強制させられることもあり、「早婚」(法律の婚姻年齢より若い結婚)にもつながるため、若い女性の人権問題を引き起こしている、よく相談が来るのだという。「だけど都市と地方はまるで違う。アディスアベバでは、第 4 のタイプの婚姻も市民婚と同じくらい一般的だ」と弁護士たちは教えてくれた。実際に、私が話を聞いた女性の一人も事実婚を経験していた。

「慣習婚はアディスでは一般的ではありません」

最初に話を聞かせてくれた女性は弁護士で、彼女の個人的な視点を答えてくれた。

「なぜですか？」と私は尋ねた。

なぜ昔ながらの民族のしきたりにのっとった結婚はアディスアベバで流行っていないのか。次回へ続く。

¹ Jembere, A. 2000. An Introduction to the Legal History of Ethiopia: 1434-1974. Lit Verslag.

² <https://worldpopulationreview.com/cities/ethiopia/addis-ababa>

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著 者 >



原口 侑子

One Asia Lawyers Group / 弁護士法人 One Asia

日本法弁護士

2008年弁護士登録後、森・濱田松本法律事務所に入所し、一般企業法務、クロスボーダーM&A案件等の案件に従事。その後、一般企業法務に加えて日系企業の海外進出支援などの国際取引案件を取り扱ってきた他、JICA受託案件等を中心として、南アジア・東南アジア地域での司法・行政・保健制度調査業務や、アフリカ地域での司法制度調査・雇用調査、ジェンダー・保健案件への従事等、多岐にわたる開発援助業務を行ってきた。また、監査役や医療法人の理事・社員といった経験に加え、アジア・アフリカ等世界30カ国での裁判所を訪問・研究の記録をまとめた書籍を出版する等、幅広い国際的な業務経験を持つ。

現在は、イギリスのロンドン大学東洋アフリカ院 (University of London, School of Oriental and African Studies (SOAS)) (<https://www.soas.ac.uk/>) (社会人類学修士課程) に在籍中であり、主にアフリカ法と開発、法と人類学などを研究しながら、アジア・アフリカ・ヨーロッパの最先端の情報の発信を行っている。